

「国際的な連携及び交流活動」評価報告書

(平成14年度着手 全学テーマ別評価)

福 島 大 学

平成16年3月

大学評価・学位授与機構

大学評価・学位授与機構が行う大学評価

大学評価・学位授与機構が行う大学評価について

1 評価の目的

大学評価・学位授与機構(以下「機構」)が行う評価は、大学及び大学共同利用機関(以下「大学等」)が競争的環境の中で個性が輝く機関として一層発展するよう、大学等の教育研究活動等の状況や成果を多面的に評価することにより、その結果を、大学等にフィードバックし、教育研究活動等の改善に役立てるとともに、社会に公表することにより、公共的機関としての大学等の教育研究活動等について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくことを目的としている。

2 評価の区分

機構の行う評価は、今回報告する平成14年度着手分までを試行的実施期間としており、今回は以下の3区分で評価を実施した。

- (1) 全学テーマ別評価(国際的な連携及び交流活動)
- (2) 分野別教育評価(人文学系、経済学系、農学系、総合科学)
- (3) 分野別研究評価(人文学系、経済学系、農学系、総合科学)

3 目的及び目標に即した評価

機構の行う評価は、大学等の個性や特色が十二分に発揮できるよう、教育研究活動等に関して大学等が有する目的及び目標に即して行うことを基本原則としている。そのため、目的及び目標が、大学等の設置の趣旨、歴史や伝統、規模や資源などの人的・物的条件、地理的条件、将来計画などを考慮して、明確かつ具体的に整理されていることを前提とした。

全学テーマ別評価「国際的な連携及び交流活動」について

1 評価の対象機関及び内容

本テーマでは、大学等が行っている教育研究活動等を基盤とした国際的な連携や交流活動について、全学的(全機関的)な方針の下に部局等において行われている活動を対象とした。

対象機関は、設置者から要請のあった国立大学(97大学)及び大学共同利用機関(総合地球環境学研究所を除く14機関)並びに公立大学の一部(4大学)とした。

評価は、大学等の現在の活動状況について、過去5年間の状況の分析を通じて、次の3つの評価項目により実施した。

- (1) 実施体制
- (2) 活動の内容及び方法
- (3) 活動の実績及び効果

2 評価のプロセス

- (1) 大学等においては、機構の示す要項に基づき自己評価を行い、自己評価書(根拠となる資料・データを含む。)を平成15年7月末に機構へ提出した。
- (2) 機構においては、専門委員会の下に、専門委員会委員及び評価員による評価チームを編成し、自己評価書の書面調査及びヒアリングの結果を踏まえて評価を行い、その結果を専門委員会で取りまとめ、大学評価委員会で評価結果を決定した。
- (3) 機構は、評価結果に対する対象大学等の意見の申立ての手続きを行った後、平成16年3月の大学評価委員会において最終的な評価結果を確定した。

3 本報告書の内容

「対象機関の概要」、「目的」、「国際的な連携及び交流活動に関する目標」、「対象となる活動及び目標の分類整理表」及び「特記事項」は、当該大学等から提出された自己評価書から転載している。

「活動の分類ごとの評価結果」は、活動の分類ごとに、各評価項目での観点ごとの活動の状況・判断を記述している。「判断」は、目標を達成する上で、「優れている」、「相応である」、「問題がある」の3種類で示している。

「評価項目ごとの評価結果」は、評価項目ごとに、「目的及び目標の達成への貢献の状況」、「目的及び目標で意図した実績や効果の状況」として、活動の分類ごとの状況を総合的に判断して、当該評価項目全体の水準を以下の5種類の「水準を分かりやすく示す記述」を用いて示している。

- ・十分に(貢献して又は挙がって)いる。
- ・おおむね(貢献して又は挙がって)いる。
- ・相応に(貢献して又は挙がって)いる。
- ・ある程度(貢献して又は挙がって)いる。
- ・ほとんど(貢献して又は挙がって)いない。

なお、これらの水準は、当該大学等の設定した目的及び目標に対するものであり、大学等間で相対比較することは意味を持たない。

また、評価項目ごとに、当該大学等の活動において特徴あるとみなされる点等を、「特に優れた点及び改善を要する点等」として記述している。

「意見の申立て及びその対応」は、評価結果に対する意見の申立てがあった大学等について、その内容とそれへの対応を併せて示している。

4 本報告書の公表

本報告書は、大学等及びその設置者に提供するとともに、広く社会に公表している。

対象機関の概要

大学等から提出された自己評価書から転載

- 1 機関名：福島大学
- 2 所在地：福島県福島市
- 3 学部・研究科・附置研究所等の構成
 (学部) 教育, 行政社会, 経済
 (研究科) 教育学, 地域政策科学, 経済学
 (関連施設) 地域創造支援センター, 生涯学習教育研究センター, 保健管理センター, 教育学部附属教育実践総合センター, 総合情報処理センター
- 4 学生総数及び教職員総数
 (学生総数): 学部 4,321 人, 大学院 229 人
 (教員総数): 350 人
 (教員以外の職員総数): 148 人
- 5 特徴

本学は、昭和 24 年に当時の福島師範学校・福島青年師範学校と福島経済専門学校とを包括して、学芸学部と経済学部からなる新制大学として発足した。昭和 41 年に学芸学部が教育学部に名称変更した後、昭和 56 年には福島市街地に分離していた二つのキャンパスが統合されて、福島市郊外にある現在地に移転した。その後、昭和 62 年には行政社会学部が創設され、教育学部、行政社会学部、経済学部の 3 学部構成となり、現在に至っている。なお大学院の 3 研究科はいずれも修士課程である。

本学の大きな特徴は、自然科学系学部を持たない、上記 3 学部からなる比較的小規模な地方国立大学ではあるが、特に地域社会に貢献する指導者の養成を教学の理念に掲げ、教育界、産業界、官界に有為な人材を輩出してきたことである。また各学部の専門教育でも国際化に対応した教育に力を注いでいる。制度的にも、例えば、「比較文化講座」(行政社会学部)の増設、「国際経済社会課程」(経済学部)への改組もあり、全学的なカリキュラムのなかでも、語学教育とともに異文化理解、外国社会との比較の教育を重視している。留学生数も急速に増加し、アジアを中心に 125 名の留学生を受け入れている(平成 15 年 5 月)。国際連携及び交流については、国際交流委員会及びその専門委員会(学术交流専門委員会と学生交流専門委員会)を中心として、在外研究・研修、留学生受入、本学学生の海外派遣、9 校となった国際交流協定締結校との交流に取り組んでおり、交流は、学長、教員、職員、学生の各レベルで拡大しつつある。

目的

大学等から提出された自己評価書から転載

地域社会の急激な国際化への対応が必要となっている。それは、地域社会に貢献する指導者の養成という本学の教学の理念からも、求められている。つまり、地域社会のニーズに対応しつつ、国際的な視野を持ちながら社会の発展に貢献できる人材を育成すること、また、地域社会の国際化の進展に伴い生ずる諸課題の解決への研究的・教育的役割が、本学に対して強く求められているといえる。

本学は、国際的連携・交流活動の目的として、学术交流協定校の拡大と教育研究の交流の強化、海外留学生の積極的受け入れ、教員の外地研究及び国際的研究活動の支援、外国人教員の積極的な採用をあげてきている(平成 11 年 9 月「福島大学ヴィジョン検討委員会第一次答申」)。

さらに、国際的連携・交流活動における本学の役割を具体的に果たしていくために、国際交流協定締結校を中心とした本学教員および学生の派遣・交流(平成 12 年 9 月国際交流問題検討小委員会「今後の国際交流について」は、全学的取組への課題を提示している。)、地域社会の国際化に対応した諸課題に関する研究教育の促進、留学生に対する地域的支援・交流の強化を行うことが特記すべき目的である。

本学では、とりわけ留学生を積極的に受け入れ、留学生に対する教育及び生活の面での支援を重視してきたが、これは国際社会への貢献と同時に、日本人学生に多様な異文化との接触・交流の機会を提供し、国際的感覚を高めるものとしての高い教育的意義を有している。また、留学生と地域社会の交流活動は、地域社会の活性化、本学の活性化に寄与するものとしての意義を有している。さらに、本学学生に対する協定校を中心とした海外の派遣を支援し、学生の海外体験を通じた国際的視野の拡大を重視している。

最近の留学生の多くがアジア出身者であること、並びに学术交流協定締結校を中心とした国際交流の実績がアジア・太平洋諸国であることを踏まえて、アジア・太平洋諸国を中心に、計画的に、重点的に、本学の国際的連携・交流活動を進めることを目指している。

国際的な連携及び交流活動に関する目標

大学等から提出された自己評価書から転載

学術交流及び学生交流を統一的に展開するための国際交流推進体制を強化して、以下の目標の実現を目指している。

国際交流協定締結校の拡大を進め、協定校との研究教育の交流を幅広く促進し、相互の大学における研究教育の質的向上を目指す。

1. アジア・太平洋諸国を中心に、学術交流協定締結校を拡大する。
2. 学術交流協定校との間での共同研究を進める。
3. 学術交流協定校の中で、さらに学生交流協定締結校を拡大し、学生の交換留学の条件を整備する。
4. 交流協定締結校との学生交流を推進するために、集団的な相互訪問など、学生主体の交流の場を設定し、拡大する。

本学への留学目的が達成できるよう、留学生の受入体制の改善、教育・生活の支援を強化する。

5. 留學生に対する各種奨学金の情報提供及び各種教育・生活支援の拡大を追求する。
6. UMAP 等の利用を拡大し、交換留学制度の充実を図る。
7. 留學生の居住条件の改善のために、国際交流会館及び一般学生寮への入居とともに、民間企業・地方自治体などからの協力援助を追求する。
8. 留學生に対する日本語や日本事情の教育システムを、充実させる。
9. 留學生に対するチューター制度を充実させ、教育・生活支援を通じて、日本人学生と外国人留學生との学生交流を進める。

本学学生の海外派遣を促進し、国際理解に対する教育指導を強化する。

10. 交流協定校との交換留學生としての学生の派遣に対して、奨学金等の拡大を含め、援助策を強化する。
11. 交流協定校への派遣を援助している「福島大学学術振興基金」からの経済的支援を継続、充実させる。
12. 本学学生の留学の動機づけと語学能力の向上のために、各種情報提供と支援を充実させる。

教職員の在外研究・研修を促進し、本学の研究教育等の充実を図る。

13. 教員の在外研究・研修を促進し、その成果を本学の教育研究に還元する。
14. 研究専念期間制度を確立し、それを利用した長期・短期の在外研究・研修を支援し、「福島大学学術振興基金」等の援助制度を拡充する。
15. 国際研究集会等での報告・参加を支援する。
16. 交流協定校との共同による国際シンポジウムを企画する等、共同研究を拡大し促進する。
17. 交流協定校を中心に職員の海外研修を支援し、大学職員としての資質向上を図るとともに、国際感覚を身につけさせる。

外国人教員・研究者等の受入れを拡充し、本学の教育研究の改善に反映させる。

18. 語学及び異文化コミュニケーション教育のため、外国人教員の積極的な活用を図る。
19. 開発途上国を中心に、外国人研究者の受入れを積極的に行う。

地域社会の国際化の課題を研究・教育の課題として積極的に取り組むとともに、留學生を含めた地域社会における国際交流を進める。

20. 地域社会の国際化に伴う諸課題についての研究を進める。
21. 受入留學生と地域社会との交流を促進するため、地域国際交流団体との共同による取り組みを強化する。
22. 国・地方自治体等が行う技術協力事業に参加し、また大学独自の開発途上国での国際教育協力を進める。

対象となる活動及び目標の分類整理表

大学等から提出された自己評価書から転載

活動の分類	「活動の分類」の概要	対象となる活動	対応する目標の番号
教職員等の受入れ・派遣	研究の国際化，専門教育を含めた教育の国際化を図るため，外国人教員を積極的に任用し，また，教員の海外派遣を推進してきた。さらに研究専念期間制度を活用した教員の海外派遣等を奨励し支援している。職員の研修のために，協定校に派遣している。	(1) 外国人研究者の受入れ	18,19
		(2) 外国人教員，客員研究員等の任用	18,19
		(3) 外国人研究者等に対する各種支援	19
		(4) 教職員の派遣	13,14,17
教育・学生交流	教育・学生交流という活動分類の中から特に，諸外国の大学や機関等との教育交流活動，個々の外国人留学生へのきめ細やかな対応や活動，アジア・太平洋諸国の大学との学生交流協定の積極的な締結や，それに基づく短期交換留学生の受入れと派遣，「グローバル」(「グローバル」【地球的・世界的】であると同時に「ローカル」【地域的】であること)な視点を有する地域との連携を意図した諸活動を中心に行っている。	(5) 海外の大学・機関等との教育交流活動	1,3,4
		(6) 外国人留学生の受入れ	3,8
		(7) 外国人留学生に対する各種支援	5,6,7,8,9
		(8) 学生の海外留学	3,10,11,12
		(9) 地域との連携を意図した外国人留学生交流支援	21
		(10) 地域との連携を意図した国際異文化教育・交流	20,21
国際会議等の開催・参加	国際交流協定締結校との共同研究と同時に，シンポジウム・講演会を開催し，研究の成果を公表している。また，国際化に対応した研究教育水準の維持・向上に資するという方針に基づいて国際学会への参加・研究発表を推進している。	(11) 国際研究集会	15
		(12) 交流協定に基づく国際会議・シンポジウム	16
国際共同研究の実施・参画	80年代末からスタッフの個別的交流を大学の組織的・安定的な国際学術交流に発展させてきた伝統を踏まえ，組織的支援体制の拡充を図りつつ国際交流協定締結校との共同研究を推進している。また，全学的なヴィジョンに基づき個々の教員による国際共同研究を展開している。	(13) 交流協定による国際共同研究	2,16
		(14) 科学研究費補助金等による国際共同研究	16
開発途上国等への国際協力	開発途上国への国際協力に関し，環境，文化，科学，経済，政治等の分野で，主にアジア諸国への支援・協力・交流が図られている。諸外国の国際機関や高等教育機関への専門家派遣，定期的な図書寄贈事業などを行っている。	(15) 国，地方自治体等が行う技術協力事業への参加	19,22
		(16) 大学等独自の開発途上国等への国際教育協力	22
		(17) 国際機関との事業への参加及び共同実施	22

活動の分類ごとの評価結果

1 教職員等の受入れ・派遣

実施体制

実施体制の整備・機能 外国人研究者の受入れについては、国際交流委員会とその下に設置された学術交流専門委員会が審議している。前者は、教育・研究における国際交流の推進に関する事項について審議しているが、後者は、学術交流計画・協定、研究者等の受入れ・派遣などの具体的な事項について審議している。事務支援体制としては、地域連携推進室が担当している。

外国人教員等の任用については、公募への応募者について学部の選考委員会で採用候補者を選考し、教授会の議を経て採用している。特に、外国人教師の場合は、主に共通教育の語学教育に携わることから、採用を予定する学部の共通教育委員より、その人事開始の承認要請の議案が公募要件と共に共通教育委員会で審議了承されたのち、上記のプロセスで採用が行われる。

教員の海外派遣については、各学部で、長期・短期の海外研修及び海外出張を実施している。在外研究員制度による海外研修は、各学部執行部及び全学の部局長連絡会議により候補者の優先順位付けをし、文部科学省へ推薦する。学長裁量経費による短期在外研究員派遣事業も同様に派遣者選考を行う。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。活動目標の周知・公表 「福島大学ビジョン検討委員会の第一次答申」には、国際化への積極的対応として「外国人教員の採用」、「中国・カナダ等の大学との姉妹校提携による学生、学術・教員等の交流」、「教官の外地研究」が明記されており、この答申を収録する『大学を変える第2集』を全教職員や国立大学等へ配付している。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。改善システムの整備・機能 国際交流委員会と学術交流専門委員会が、外国人研究者受入れの促進、受入れ後の条件整備や支援体制を検討している。研究条件の改善、福利厚生条件の改善の必要がある場合には、受入れ教官によって問題点を把握し、基本的には学部長の責任で改善措置が図られるが、全学的対応が必要な場合には、各学部の国際交流委員を通じて 地域連携推進室と相談し、さらに学術交流専門委員会、国際交流委員会で改善点が審議され、直ちに改善可能な項目と、一定の財政的措置を伴いある程度時間を要する項目とに仕分けされ、改善する体制がとられている。

外国人教員等の任用については、学部長の責任で改善措置をとっているが、外国人教師については語学担当のため、全学の共通教育委員会と任用学部で協力して改善措置を検討・実施している。

長期・短期の海外研修などは、学部長が活動状況や問

題点を把握し、基本的には教授会において改善策を検討している。全学的に対応すべき問題や交流協定校への派遣をめぐる問題については、学術交流専門委員会、国際交流委員会で改善策を検討している。

職員の海外派遣については、帰国後の「研修報告会」により、活動状況や問題点を把握し、次年度の改善に役立てており、制度面での課題が生じた場合は、事務連絡会において見直しを図っている。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。

活動の内容及び方法

活動計画・内容 外国人研究者の受入れ・派遣等についての全学的な実施計画は、国際交流委員会とその下にある学術交流専門委員会で策定されている。

教員の海外派遣については、長期派遣の場合、希望者を調査し、人数調整を行い派遣計画を立て実施しており、短期派遣の場合、教育上支障のない範囲で最大限推進するという方針の下に派遣を行っている。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。活動の方法 国際交流協定に基づく受入れ・派遣については、ミドルテネシー州立大学、ウィスコンシン大学、中南財經政法大学との間で行われている。

外国人教員等の任用については、大学や JREC-IN(独立行政法人科学技術振興機構が運営する研究者人材データベース)等のウェブ上で公募情報を公開しており、通常は国籍の条件を設けないことで、広く応募者を募っている。ウェブ上での公募により採用に至った例として、助教授1名(英国籍)と外国人教師1名(独国籍)がある。

外国人研究者等に対する各種支援として、国際交流会館に外国人研究者のための宿泊施設が用意されている。

教員の海外派遣については、在外研究員制度や研究専念期間制度による長期海外研修、科学研究費補助金や各種奨学金等の外部資金及び福島大学学術振興基金に基づく補助金制度による海外出張・短期海外研修が行われている。研究専念期間制度は、7～10年程度専任教官として従事する者が、1年間の教育及び学内業務の免除が受けられる制度であり、職務代替措置としては、他の教員が行う場合と非常勤講師を採用する場合等がある。

地域連携推進室を窓口として、外部資金募集の周知、学術振興基金に基づく学会参加や海外研修等への補助金申請(年2回)を募集し、その採択結果を公表している。

職員の海外派遣については、学術振興基金等で予算措置された「事務職員海外特別研修制度」により平成12年度から交流協定のある9大学を中心に実施している。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。

活動の実績及び効果

活動の実績 国際交流協定締結校との教職員の受入れ・派遣において、ミドルテネシー州立大学については、平成 10 年度以降、受入れ 2, 2, 1, 0, 1 名、派遣 2, 2, 2, 0, 2 名、ウィスコンシン州立大学については、平成 11 年度以降、受入れ 4, 4, 4, 4 名、派遣 5, 5, 6, 1 名、中南財經政法大学については、平成 12 年度以降、受入れ 2, 0, 3 名、派遣 0, 3, 3 名と推移している。

外国人教員は、毎年度 5~6 名が在任しており、外国人教師については、毎年度 2 名が採用されている。

教員の海外派遣については、在外研究員制度・長期海外研修によるものが平成 11 年度以降 5, 5, 4, 5 名と推移し、外国出張は平成 11 年度以降 36, 46, 36, 34 名、短期海外研修は平成 11 年度以降 49, 46, 48, 46 名と推移している。また、事務職員海外特別研修制度は、平成 12 年度以降 3, 3, 5 名と推移し、会計課、教務課、附属図書館など特定の部署に偏ることなく実施されている。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。

活動の効果 外国人教師の受入れによる波及効果として、ドイツ語教員とドイツ人外国人教師が平成 14, 15 年に「ドイツ留学体験を聞く会」を主催しドイツへの短期語学留学を奨励した結果、平成 14 年度には 3 名がフライブルグ大学、1 名がウィーンの私立学校へ語学留学を行い、平成 15 年度は 6 月現在、5 名がフライブルグ大学ほかドイツ各地での語学留学を申し込んでいる。

ピクトリア大学へ派遣された事務職員のコメントとして「相手校の様子や担当者の顔がわかり、学生の派遣・受入れ業務において事務手続きがスムーズになった」とのことであり、職務上有意義であったことが伺える。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。

2 教育・学生交流

実施体制

実施体制の整備・機能 教育・学生交流活動の実施組織として、学生交流専門委員会が組織されており、学生交流計画、学生交流協定、交換留学生の受入れ・派遣などを審議・決定している。同委員会での審議・決定事項は、その後各教授会の審議・了承を経て実施されることとなる。事務組織は、教務課留学生係が担当している。

外国人留学生に対する各種支援については、国際交流会館運営委員会が組織されており、留学生用の宿舎である国際交流会館の管理運営、入居者の選考等を行っている。また、教職員の任意加入による福島大学外国人留学生後援会が組織されている。

学生交流専門委員会委員が国際交流会館運営委員会の委員並びに外国人留学生後援会の理事を兼ねることにより各組織間の連携を図っている。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。

活動目標の周知・公表 教育・学生交流に関する活動目標は、ヴィジョン検討委員会による第一次答申に明記さ

れており、冊子により学内外へ公表している。

活動の趣旨の学内への周知については、「福島大学外国人留学生後援会ニュース」等の会報、「留学生サポートページ」等のウェブサイトによる情報提供のほか、学長主催による外国人留学生との懇談会等の各種イベントを通じて行われている。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。改善システムの整備・機能 改善のための恒常的な情報収集として、学生交流専門委員会は、毎年開催される留学生交流研究協議会へ参加している。

茨城大学、宇都宮大学と独自に学生支援業務に係る諸課題を検討する学生支援業務連絡会議を設置し、協議・情報交換を行い、支援業務の改善に努めている。

学長により設置された国際交流問題検討委員会は、活動状況や問題点を検討し作成した報告書である『今後の国際交流について』において、受入れ留学生等の増加に伴うインフラ整備の遅れや特定関係者の負担増などを指摘しており、その対応として国際交流会館への LAN 整備の計画などがある。

交流協定による派遣学生の場合は、留学期間中でも電子メールを活用してレポートを適宜提出することで情報を収集しており、受入れ留学生の場合は、チューターからのレポートにより情報を収集している。

収集された活動状況や問題点を改善に結びつける機能は、学生交流専門委員会が担っており、同委員会による改善実績としては、『今後の国際交流について』における「実質的に学部単位で行われている短期交換留学制度を、その垣根を越えて全学的に留学機会を保障すべき」との提言を受けて、行政社会学部が中心となり締結したクイーンズランド大学及び河北大学との交流協定に基づく交換留学において、他の学部の学生や大学院生も自由に応募することを可能とする決定をしたことが挙げられる。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。

活動の内容及び方法

活動計画・内容 教育・学生交流における活動方針については、アジア太平洋諸国を中心に国際的連携・交流活動を進めており、平成 13 年度に UMAP (アジア太平洋大学交流機構) 憲章が改訂されたことを受け、平成 14 年度からは、UMAP の事業目標に沿って国際的な短期留学に関わる交流計画を策定する方針としている。短期の交換留学による教育交流を推進するために、アジア太平洋諸国の大学との間での学生交流協定の更新・締結を積極的に進めている。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。活動の方法 海外大学・機関等との教育交流活動については、学術研究交流などで教員と関わりの深い大学を中心に情報交換を重ねることで、平成 13 年度のクイーンズランド大学、平成 14 年度の河北大学との学生交流協定締結に至っている。学生交流協定の実効をあげるため、現在、学生交流協定締結大学出身の教員の協力を得なが

ら、学術交流協定締結大学の情報収集を行い、学生交流プログラムの改良に取り組んでいる。

ミドルテネシー州立大学からの教員と教師を目指す学生のグループが大学を訪問する学生教育交流が、ほぼ毎年行われており、この交換会、研究会への参加と貢献を全学的に拡大してきている。

交流協定に基づく短期交換留学に関しては、日本国際教育協会から、UCTS (UMAP 単位互換制度) の活用を前提とした短期交換留学奨学金の優先枠を獲得している。

外国人留学生に対する各種支援として、チューター制度では、日々生活面のサポートや試験時などの学習指導を行っており、平成 15 年度には 35 人の学生が活動している。宿舎については、国際交流会館のほか一般学生寮に留学生用としての部屋を確保すると共に、民間企業の社員寮の提供も受ける努力をしている。

外国人留学生後援会では、奨学金の非受給留学生のための補助的な奨学一時金、宿舎費用の補助金、生活資金の貸与、研修旅行への参加費の補助、学生共済掛金や住宅総合補償加入金の補助といった援助を行っている。

交流協定校へ留学する学生への支援として、学術振興基金から航空運賃の実費が補助されている。

地域との連携を意図した外国人留学生交流支援として、当該大学が事務局をつとめ、高等教育機関、国及び地方公共団体、経済団体等によって構成される「福島県留学生交流推進会議」があり、毎年度「留学生日本語弁論大会」、「国際交流のつどい」等を実施している。

以上から、この観点の状況は目標に照らして優れている。

活動の実績及び効果

活動の実績 ミドルテネシー州立大学から、ほぼ毎年、教職員と学生合計 10 名前後を迎えている。平成 12 年度から全学対応となったことに伴い、学生ボランティア (23~30 名程度) を募り、出迎えや送迎、歓迎交流会、小学校や工場見学などの社会見学先への同行など、学生と MTSU 学生との交流機会を多く設けている。

外国人留学生の受入れについては、平成 10 年度以降 65, 67, 73, 84, 110, 125 名と増加している。

短期交換留学における留学生の受入れについては、平成 11~14 年度まで 3, 0, 1, 4 名と推移しており、平成 15 年度は、ビクトリア大学、クイーンズランド大学、河北大学から計 6 名の受入れが決定している。

学生の海外留学については、平成 10~14 年度まで 1, 2, 5, 6, 3 名と推移しており、平成 15 年度は、短期交換留学生として河北大学、ビクトリア大学、クイーンズランド大学へ計 6 名と、大学間交流協定によるミドルテネシー州立大学への 1 名が派遣予定である。

行政社会学部比較文化講座では、平成 14 年 10 月以降「比較文化講座セミナー」を計 4 回開催しており、福島県国際交流協会のカナダ人講師、海外青年協力隊員としてモンゴルに滞在経験のある中学校教員、クイーンズランド大学からの交換留学生等を講師とし、地域や交流協

定校との連携を視野にいたしたセミナーを開催している。

以上から、この観点の状況は目標に照らして優れている。
活動の効果 外国人留学生と地域社会との交流については、外国人留学生に対して福島市国際交流協会を始め、地域社会からは毎年 15 件前後の国際交流協力・参加依頼がきており、留学生が多数 (平成 14 年度 81 名) 協力・参加していることから、「留学生に対する地域的支援・交流の強化を行う」という目的へ貢献していると言える。

交換留学生としてビクトリア大学へ派遣された学生からのレポートによれば、留学先でのディスカッションやプレゼンテーションの経験による自己表現力の向上が、帰国後の就職面接等で役立った旨が記載されている。

以上から、この観点の状況は目標に照らして優れている。

3 国際会議等の開催・参加

実施体制

実施体制の整備・機能 交流協定に基づく国際会議等の開催に関する支援組織として、国際交流委員会は、交流協定締結等の国際交流の重要事項を審議しており、学術交流専門委員会は、国際会議の開催に関する具体的な業務についての審議・調整を行っている。また、国際交流委員会小委員会 (以下国際交流 WG) は、国際交流委員会の委託を受けて随時開催される臨時的組織であるが、国際会議の開催にあたり実務支援の役割を担っており、国際交流委員長、各学部国際交流委員 1 名、庶務・教務担当者によって構成され、国際交流委員会、学術交流専門委員会及び各部署の交流の現場との間を結びつけている。国際交流 WG は、学術講演会を開催するにあたり、全学的開催の効果や専門性等を考慮し、国際交流委員会主催とするか研究グループ又は各部署の主催とするかの判断を、その要請を受けて検討している。

交流協定校との国際会議の開催等にあたり、当該大学の教職員の有志を「国際交流アドバイザー」として組織し、来日した参加者の接遇などの面で支援活動を行う。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。
活動目標の周知・公表 国際会議等の開催・参加に関する活動目標は、ビジョン検討委員会による第一次答申に明記されており、冊子により学内外へ公表している。

国際会議等の開催を促進するために、学術振興基金による支援制度について周知しているが、経費の一部を補助するための制度という趣旨を十分に理解せず、助成額に限度があるとの理由で申請を躊躇している者が少なからずいるため、学術振興基金を活用した国際会議の開催実績が十分ではなく、制度の趣旨をより周知徹底する必要がある。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。
改善システムの整備・機能 国際交流 WG では、各学部の国際交流委員からの各学部の活動状況や問題点の報告を受け情報を収集しており、各学部から集約された活動状況をもとに問題点を把握し、改善策を検討する。

国際交流 WG で検討された改善策については、国際交流委員会や学術交流委員会での審議を経たのち、実施に移され、各学部への対応が依頼される。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。

活動の内容及び方法

活動計画・内容 国際会議等の開催・参加については、教員の自主性に依拠するため年次計画等を策定していないものの、交流協定校との研究教育交流の推進を戦略的方針としており、本活動においてもこれを指針としている。また、交流協定校との国際会議の場合、開催地のバランスを調整し交互開催に近くなるように配慮されている。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。

活動の方法 国際会議等の開催については、国際交流 WG 等において共同研究プロジェクトのメンバーの研究計画を事前に受けて 必要な支援を検討・実施している。

国際会議等の開催・参加については、学術振興基金による資金面での支援制度として、国際会議の開催にかかる経費の一部助成、海外渡航に係る旅費・滞在費等の支援を行っている。ただし国際会議等への参加に対し助成した件数は増加傾向ではあるが、過去 5 年間で 10 件と会議参加総数の 1 割弱にとどまり、外部資金が得られない者については、私費で会議へ参加している状況である。また、学長裁量経費等による支援も行われている。

国際会議へ参加する場合、不在中の講義・学内運営等の業務は、補講の実施や他の関係教員との調整等により対応している。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。

活動の実績及び効果

活動の実績 交流協定に基づく国際会議等の開催実績は、平成 10 年度以降 3, 3, 2, 3, 2 件と推移している。

国際会議への参加実績は、平成 10 年度以降 11, 20, 22, 17, 26 件と推移しており、その内研究発表を行っている件数は、7, 12, 14, 8, 15 件と推移している。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。

活動の効果 調査活動のため中南財經政法大学の共同研究チームを招聘した際に開催した国際学術講演会においての学部生に対するアンケートによれば、「良く分かった」15.2%、「興味を持てた」40.5%、「日本の農業に関心を持つきっかけとなった」33.5%、「良く理解できなかった」10.8%との回答であり、国際学術講演会自体についても 93.3%の学生が「良かった」と回答している。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。

4 国際共同研究の実施・参画

実施体制

実施体制の整備・機能 国際共同研究については、教員個別の研究交流が、交流協定の締結とそれに基づく組織的な国際共同研究へと発展しているという特徴がある。

学術交流協定の締結により国際共同研究を行う環境を整備する体制として国際交流委員会、学術交流専門委員会及び国際交流 WG がある。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。

活動目標の周知・公表 国際共同研究の実施・参画に関する活動目標は、ヴィジョン検討委員会による第一次答申に明記されており、冊子により学内外へ公表している。ただし、目標達成のため、各組織や教員がどのように活動していくのかという具体的な計画や方針が不明確であり、周知の徹底という点では、必ずしも十分ではない。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。

改善システムの整備・機能 国際共同研究の実施・参画における改善システムは、前述の国際会議等の開催・参加におけるものと同様に、国際交流 WG を中心とした体制である。改善実績としては、国際共同研究の資金的支援体制の改善として学術振興基金に「協定校学術交流」助成枠を設けたことが挙げられ、平成 13 年度の中国・中南財經政法大学との共同研究の実施に繋がっている。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。

活動の内容及び方法

活動計画・内容 国際共同研究については、教員等の自主性に依拠するため年次計画等を策定していないものの、交流協定校との研究教育交流の推進を戦略的方針としており、本活動においてもこれを指針としている。

学術振興基金での助成を計画的に行っており、毎年 2 回(5 月、10 月)定期的に募集・審査・交付を行っている。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。

活動の方法 国際交流 WG などでは、共同研究プロジェクトのメンバーの研究計画を事前に受けて、必要な支援を検討・実施している。

学術交流委員会と国際交流 WG が中心となり平成 14 年 10 月には中南財經政法大学との国際交流協定に基づき「福島大学と中南財經政法大学との農業経済分野の学術交流を行うことに関する覚書」を取り交わし、平成 14 年 10 月～17 年 3 月を計画期間として専門的共同研究を計画的・効率的に行うための体制を整備している。

科学研究費補助金等の外部資金が得られていない研究プロジェクトに対して学術振興基金による助成があり、特に協定締結校との共同研究に対しては「協定校学術交流」助成枠を設置しており、「交流協定校との間での共同研究を進める」との目標の達成に貢献している。

地域連携推進室が資金面での支援や科学研究費補助金等の学外資金獲得のための事務支援を行っている。

以上から、この観点の状況は目標に照らして優れている。

活動の実績及び効果

活動の実績 国際交流協定による国際共同研究については、平成 10 年度以降ウィスコンシン州立大学オークレア校と 1 件、ミドルテネシー州立大学と 2 件、中南財経政法大学と 1 件の共同研究が行われている。

9 校の国際交流協定締結校のうち、過去 5 年間に実施された国際共同研究は 3 校 4 件にとどまっている。

科学研究費補助金等による国際共同研究については、上記交流協定校とのものを除き、平成 10 年度以降 1, 2, 3, 4, 5 件と推移しており、そのうち科学研究費補助金によるものは 1, 2, 1, 2, 2 件と推移している。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。

活動の効果 国際共同研究については、実績に挙げたとおり過去 5 年間に於いて 4 件が実施されており、その成果は、報告書 3 件、学内の学術刊行物に 11 報である。また、研究活動と並行して開催された国際会議等により、学内及び地域社会に研究成果が公開されている。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。

5 開発途上国等への国際協力

実施体制

実施体制の整備・機能 国・地方自治体等が行う技術協力事業への参加については、JICA（国際協力機構）による外国人受託研修員受入れ事業と福島県費負担中南米留学生の受入れ事業がある。

外国人受託研修員の受入れについては、地域連携推進室が要請された専門分野に該当する学部等に照会し、当該学部等の学部長が中心となり合致する研究室及び教員を選定した上で、教授会の承認を経て受け入れている。

県費負担中南米留学生の受入れについては、教務課が福島県国際課から要請された専門分野に該当する学部等に照会し、当該学部の教務委員会委員が、適任者を選定し、教授会の承認を得て受け入れている。

大学独自の開発途上国への国際教育協力として、国費による教員研修留学生の受入れを行っており、教育学部（平成 14 年度教員 92 名）において研修を行い、留学生係（2 名）が窓口として支援活動を行っている。

国際機関との事業への参加及び共同実施については、教員が個別に参加しているのが現状である。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。

活動目標の周知・公表 教員研修留学生の募集については、国費教員研修留学生ガイドブックに大学の概況や募集専門分野等が掲載されており、当該ガイドブックが、文部科学省を通じて在外日本公館等に配布されることで、学外への公表がなされている。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。

改善システムの整備・機能 開発途上国等への国際協力の各活動については、JICA 等の要請に基づく活動や少人数を受け入れて研修を実施する活動であるため、全学的には活動状況の把握や改善のための情報収集は行われ

ていないが、実施主体となる個々の教員レベルでは、問題点があれば対応しており、問題とまでは言えないものの、各活動の支援方法等を改善するための情報収集や改善を検討する体制の構築が必要である。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。

活動の内容及び方法

活動計画・内容 国・地方自治体等が行う技術協力事業への参加については、JICA や福島県からの定期的な要請に基づき行うため年次計画等は策定されていない。

大学独自の開発途上国への国際教育協力については、国費による教員研修留学生の受入れ、図書資料等の寄贈事業などが行われており、平成 10 年度に開始した中国・中南財経政法大学への寄贈事業については、逐次刊行物などの種類を決め、隔年で定期的に経費の手当てと選定作業について計画的に実施している。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。

活動の方法 外国人受託研修員及び県費負担中南米留学生、教員研修留学生には、国際交流会館において居住場所を提供している。

県費負担中南米留学生を研究生として受け入れる場合、研究生規程では、在学期間を原則 1 年と定め、さらに 1 年間延長ができると規定されているが、別途実施要領を定め、2 年間の延長を認めている。

教員研修留学生については、毎年 3 名の受入れを基準としているが、教育学部教員 92 名中、要請のあった教員により実施している。研修を終えた留学生に対しては、「教員研修留学生研修報告書」を作成することを指導している。また、週 1 回の日本語課外補講を行っている。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。

活動の実績及び効果

活動の実績 外国人受託研修員の受入れ実績は、平成 10 年度以降 1, 0, 1, 0, 0, 3 名と推移している。

県費負担中南米留学生の受入れ実績は、平成 10 年度以降 1, 1, 1, 1, 4, 2 名と推移している。

教員研修留学生の受入れについては、平成 10 年度以降 2, 2, 2, 1, 0 名と推移している。

国際機関の事業への参加及び共同実施については、フィリピン国際開発高等教育機構でのサブディレクターとしての環境影響評価、世界気候研究計画（WCRP）インドシナ半島域の高層気象観測などが行われている。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。

活動の効果 「県費負担中南米留学生」の報告書によれば、教育学部研究生として学習障害について研究したペルー出身の学生が、「ペルーに帰ったら、また小学校で働きたいと思います。そして、日本の小学校で学んだことを是非ペルーの生徒と一緒にやりたい。」との報告を寄せており、当該大学への留学に満足していたことが推測される。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。

評価項目ごとの評価結果

福島大学の「国際的な連携及び交流活動」について、当該大学の目的及び目標に照らして行った活動の分類（教職員等の受入れ・派遣，教育・学生交流，国際会議等の開催・参加，国際共同研究の実施・参画，開発途上国等への国際協力）ごとの評価結果を，評価項目単位で整理し，以下のとおり，評価項目ごとの評価を行った。

1 実施体制

評価は，実施体制の整備・機能，活動目標の周知・公表，改善システムの整備・機能の各観点に基づいて，目的及び目標の達成に貢献するものとなっているかについて行った。

目的及び目標の達成への貢献の状況

実施体制の整備・機能の観点では，全ての活動の分類において「相応である」と判断した。

活動目標の周知・公表の観点では，全ての活動の分類において「相応である」と判断した。

改善システムの整備・機能の観点では，全ての活動の分類において「相応である」と判断した。

これらの評価結果から，総合的に判断し，以下の水準とした。

貢献の程度（水準）

目的及び目標の達成に相応に貢献している。

特に優れた点及び改善を要する点等

ここでは，活動の分類ごとの評価結果から特に重要な点を，特に優れた点，特色ある取組，改善を要する点，問題点として記述することとしていたが，該当するものがなかった。

2 活動の内容及び方法

評価は，活動計画・内容，活動の方法の各観点に基づいて，目的及び目標の達成に貢献するものとなっているかについて行った。

目的及び目標の達成への貢献の状況

活動計画・内容の観点では，全ての活動の分類において「相応である」と判断した。

活動の方法の観点では，活動の分類「教育・学生交流」に関して，交流協定に基づく短期交換留学において UCTS の活用を前提に日本国際教育協会から短期交換留学奨学金の優先枠を獲得していること，福島県留学生交流推進会議の事務局校として地域と留学生の交流イベントを積極的に実施していること，活動の分類「国際共同研究の実施・参画」に関して，科学研究費補助金等の外部資金が得られていない研究プロジェクトに対して学術振興基金による助成を行っており，特に協定締結校との共同研究に対して「協定校学术交流」助成枠を設け交流協定校との共同研究を促進していることなどにより「優れている」と判断した。その他の活動の分類に関しては「相応である」と判断した。

これらの評価結果から，総合的に判断し，以下の水準とした。

貢献の程度（水準）

目的及び目標の達成に相応に貢献している。

特に優れた点及び改善を要する点等

グローバル（「グローバル」【地球的・世界的】であると同時に「ローカル」【地域的】であること）な国際交流を掲げ，「福島県留学生交流推進会議」の事務局校として地域の高等教育機関，国及び地方公共団体，経済団体等と連携し，「留学生日本語弁論大会」（毎年 120 名程度の参加で 12～15 名の発表）や「国際交流のつどい」（毎年 90 名程度の参加）といった地域社会に開かれた国際交流イベントを企画するとともに，外国人留学生をこれらのイベントに参画させ，地域社会と留学生との双方向型の交流を図っている点は，地域性を活かした特色ある取組である。

3 活動の実績及び効果

評価は，活動の実績，活動の効果の各観点に基づいて，

目的及び目標で意図した実績や効果がどの程度挙げられたかについて行った。

目的及び目標で意図した実績や効果の状況

活動の実績の観点では、活動の分類「教育・学生交流」に関して、外国人留学生の受入れ実績が着実に増加していること、ミドルテネシー州立大学との教育交流活動を継続的に実施していることなどにより「優れている」と判断した。その他の活動の分類に関しては「相応である」と判断した。

活動の効果の観点では、「教育・学生交流」に関して、外国人留学生に対して地域社会から毎年多くの国際交流協力・参加依頼がきており、これに外国人留学生が多数、協力・参加していることなどから地域社会の国際交流へのニーズに答えていることが確認出来たことにより「優れている」と判断した。その他の活動の分類に関しては「相応である」と判断した。

これらの評価結果から、総合的に判断し、以下の水準とした。

|| 実績や効果の程度（水準）

目的及び目標で意図した活動の実績や効果が相応に挙げられている。

特に優れた点及び改善を要する点等

ここでは、活動の分類ごとの評価結果から特に重要な点を、特に優れた点、改善を要する点、問題点として記述することとしていたが、該当するものがなかった。

特記事項

大学等から提出された自己評価書から転載

本学は、人文社会学系学部を中心とした小規模の地方国立大学であるが、アジア・太平洋諸国の大学との学術交流協定の締結をさらに拡大し、この地域での国際連携・国際協力の強化を通じて、本学の役割を果たそうとしている。特に、開発途上国との多面的な技術協力、国際教育協力、社会経済的課題の共同的解決のための活動を重視して、本学の有する研究・教育活動の蓄積と今後の発展性を積極的に、発信していく。本学の全学再編によって、平成 17 年度から学生受け入れを予定している自然科学系学域の創設によって、とりわけ科学技術面での協力を強化する。

本学が、地域社会に有為な人材を送り出す、教育重視の人材養成大学としてその役割を果たそうとするとき、留学生の積極的受入れと支援、さらに学生派遣の指導が重要であるので、そのための経済的支援並びに就学支援の体制をさらに強化していく。

最近 5 年間で受入れ留学生数はほぼ倍増したが、さらに多数の国からの留学生の受入れと、留学生への就学支援・生活支援を強化する。留学生の就学形態の多様化が進んでいるが、特に国際交流・連携推進の観点から、交流協定校からの留学生受入れの増加を図る。

本学学生の海外派遣を、交流協定校を中心に積極的に取り組む。とりわけ、全学再編計画にもとづくカリキュラム改革の中で実施される海外研修を含む英語力向上の特修プログラムなど、早期からの語学教育強化とともに、日常的な教育の場で、留学の動機づけのための意識的な努力をする。海外での体験を通じた国際的感覚の獲得を通じて、国際化しつつある地域社会での活躍を支援する。

交流協定校との交流・連携を持続的に発展させるため、各交流協定校毎に作りつつある教職員のアドバイザー制度を拡充し、さらに交流協定校の学生同士の恒常的な交流の仕組みをつくるよう努力する。

本学の国際交流・連携活動の強化は、国際化しつつある地域社会の貢献の観点からも重要である。地域社会との共同の取り組みを通じて、地域社会に生起する国際化に絡む諸課題の解決のために、本学が大きな役割を果たす取組みを強化する。